

4. 定款

(指定活用団体の指定を受けることを停止条件として効力が発生する定款)

指定活用団体の指定を受けることを前提として、現行の定款を作成・公証人の認証を受けているため、3.定款（現行の定款）と同様の内容になります。

一般財団法人みらい財団事務局